

## 民事裁判手続のIT化と生産性向上

代表弁護士 和氣 良浩

2022年5月18日に成立した改正民事訴訟法に基づき、現在、民事裁判手続のIT化（以下、オンライン裁判）が段階的に進められています。2026年5月までの完全施行が予定されていますが、昨今、このオンライン裁判が司法裁判における大きな変革をもたらしています。

オンライン裁判は民事裁判手続の利便性を向上させることを目的として以前から予定されていましたが、コロナ禍により普及がより促進されました。政府の推進とコロナ禍を背景に、オンライン技術の利用が進展し、裁判の効率化と生産性向上が注目されているなか、私自身、弁護士業務の生産性向上という点で、大きなメリットを感じることができています。

### オンライン裁判のメリット

具体的には、現時点では、裁判期日の時短化というメリットが挙げられます。遠方の裁判所への出頭はもちろん時短になりますが、最寄りの大阪地裁であってもオンラインで裁判を行うため、裁判所への往復時間、30～40分が短縮されました。裁判期日自体は、書面審理が中心ですので、実際に口頭で議論することは少なく、5～10分程度で終わります。そのために多くの時間を割いていましたが、それがゼロになり、

とても負担が軽くなりました。裁判所自身もオンライン裁判の普及により負担が軽くなったと聞いております。

裁判当事者の負担軽減により裁判の内容自体に重点がおかれることになり、裁判期日自体は長くなる傾向にあるように思います（5分程度で終わっていたものが20分ほどになった程度ですが）。移動という無駄な業務を廃すことで、法曹の本来的な業務（主張・立証、審理）によりやく力を入れられることができていると感じています。

今後は、訴訟資料をオンラインで提出・受領することができるようになり、事務負担のさらなる軽減が行われ、弁護士業務の生産性が向上するものと推測されます。

### 事件解決の迅速化と効率化を目指して

他方で、オンライン裁判の問題点としては、やはりオンラインの限界が挙げられます。裁判官・相手方と顔を合わせていたときに比べて、当事者の雰囲気から方針などを伺い知ることが難しくなっています。また、裁判の負担が軽減されたことにより、裁判への障壁が低くなり、少額の事件であっても提訴されるということも懸念されます。

今後、企業としては相手方から提訴をされないようにする取組みが求められるものと考えます。

## 試合の勝敗ではなく、「稼ぐ力」で評価？

パートナー弁護士 笹野 皓平

最近「Bリーグ」という言葉を耳にすることが増えた、という方は、少なくないように思います。2016年に開幕した日本の男子プロバスケットボールリーグを指す言葉で、正式名称は「ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ」です。昨年に沖縄で開催されたFIBAバスケットボールのワールドカップなどをきっかけに、Bリーグの人気もうなぎ上りのようです。

このBリーグが、2026年から、競技成績による昇降格を廃止した上で、以後は、各クラブを「経営力」（稼ぐ力）で評価し、3つの所属カテゴリーに振り分ける取組みを開始するようです。つまり、単に試合に勝ち続けたからといって、上位カテゴリーに昇格したり、同位のカテゴリーにいられる保障はなくなります。反対に、試合に負け続けても、それだけで下位のカテゴリーに転落する心配もなくなります。そうした試合の勝敗ではなく、入場者数、売上高、アリーナといった基準に照らし、各クラブの「稼ぐ力」が厳しく評価されます。

このように、試合の勝敗ではなく「稼ぐ力」でクラブ（チーム）の序列が決められることについては、画期的であり、安定的かつ発展的な経営をリーグ全体として進める上では重要であると

感じる一方、慣れるのに時間を要するようにも思います。

## 昭和は野球、平成はサッカー、令和はバスケ？

近時のBリーグの活況を受けて、巷では「昭和は野球、平成はサッカー、令和はバスケ」といった声もあるようです。Bリーグ自身、今年発表した中期経営計画において「2050年までに日本一のプロスポーツリーグを目指す」ことを目標として掲げています。いずれのスポーツも魅力的ですが、バスケ経験者としては、今後におけるバスケのさらなる発展を楽しみにしています。

## 芸術の秋に考える： 曖昧な「パクリ」の境界線

弁護士 山中 あい  
いつの間にか、季節はすっかり秋模様となりました。秋といえば芸術の秋。私は絵を描くのが好きで、絵を上達させるために、幼い頃からたくさん模写の練習をしていました。大人になり著作権法の勉強をして知ったのですが、「模写」（見て描き写すこと）や「トレース」（線をなぞること）は、著作権法上「複製」にあたります。個人で楽しむ範囲であれば問題ありませんが、模写をした作品をSNS等に公表してしまうと、原作者の著作権を侵害する行為となるため注意が必要です。

## 実は著作権法違反！？ 「パロディ」の落とし穴とは

この他にも、他人の作品から影響を受けた創作的表現であり、しばしば「パクリ」との境界線が議論される分野として、「インスパイア」や「パロディ」、「オマージュ」などがあります。「イ

ンスパイア」は、その原作が創作するきっかけとなり、同じようなテーマに基づいて作品を創作することを意味します。作品がこれに分類される場合、他人の作品の「表現上の本質的な特徴」は模倣されていないため、著作権法上の問題が生じる可能性は低いと考えられます。

他方、「パロディ」や「オマージュ」が著作権法上許容されるか否かについては、慎重に考える必要があります。

「パロディ」や「オマージュ」は、法律上の定義はないものの、原作の利用目的によって区別されるのが一般的であり（前者は原作を風刺化するような場合、後者は敬意を込めるような場合に使用します。）、原作を利用して新たな作品を創作するという意味では共通しています。そして、「パロディ」や「オマージュ」であると主張される作品が、原作の「表現上の本質的な特徴」を利用している場合は、原作者の有する著作権（翻案権）や著作人格権（同一性保持権）を侵害する行為と評価されるおそれがあります。この点について、アメリカでは、フェア・ユースの一環として、一定の「パロディ」や「オマージュ」が保護されていることが判例上確立しています。他方、わが国では、現行の著作権法の解釈を広げるなどの方法により対応を図る方策は示されているものの、判例上明確な保護基準は未だ確立されていないようです。

このように、「パロディ」や「オマージュ」はいまや創作文化の一つですが、原作者の権利保護の要請と文化の発展という目的のバランスを如何に取るかという点で、著作権法上難しい問題を抱えています。現状における一番の安

全策は、原作者に同意を得ることになりますが、原作者はもちろん「パロディ」や「オマージュ」の創作者も安心して創作活動に打ち込める法制度が早く確立されることを、一創作者として願っています。

## 嫌いな季節の乗り越え方

アシスタント 仲 涼香  
最近、風が冷たくなったり雨の日が続いたり、休日でも家にこもることが増えてきました。私は、天候に左右されるのがとても苦手で、寒い日や雨の日はどうしても気分も沈みがちです。

気分が上がらない時や心に余裕がない時、みなさんはどう過ごしていますか？私は、ギターを弾いて気を紛らわしています。気分に合わせて音楽を弾いていると、心が穏やかになっていくのを感じられるからです。ふと過去によく聴いていた曲を耳にすると、その日々がとても恋しくなりませんか？私は、今のこの時間も、「いつか振り返った時に懐かしく感じられるだろう」と考えながら、気分が乗らない日こそギターを手に取るようにしています。苦手な冬ですが、小さな楽しみを見つけながら乗り越えたいと思います。



CORPORATE  
SITE



SERVICE SITE



◆ 弁護士法人ブライト

☎ 0120-929-739

【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが [kigyowk-gl.com](mailto:kigyowk-gl.com) へご連絡をお願いいたします。